



島根県報

平成25年7月19日（金）

第2,513号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく指 定（防災危機管理課） 2

定地方公共機関の指定

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 （中 小 企 業 課） 2

地籍調査の成果の認証 （用 地 対 策 課） 3

【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定の解除 （文 化 財 課） 4

告 示**島根県告示第522号**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年7月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定した法人の名称

公益社団法人島根県トラック協会

2 指定日

平成25年7月4日

島根県告示第523号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年7月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）万代書店新松江店 松江市学園1-8-21外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社いない 代表取締役社長 稲井 範行 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社ノック 代表取締役 農口 史人 島根県松江市玉湯町湯町22-1

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年3月6日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,460平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物東側及び建物屋上 129台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物東側 33台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

なし（※リサイクルショップであり、個人持込み物品が商品となるため搬入のための荷捌きは行わない。）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物屋上北東側 157.14立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時00分から翌午前 2 時00分まで
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分から翌午前 2 時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
敷地内平面駐車場北側及び南東側 2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
なし（※リサイクルショップであり、個人持込み物品が商品となるため搬入のための荷捌きは行わない。）
- 2 届出年月日
平成25年 7 月 5 日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
松江市産業観光部商工企画課（島根県松江市末次町86番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第524号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成25年 7 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
安来市	平成20年度～24年度	20枚	1冊	赤江 4 - 1	平成25年 7 月 9 日
安来市	平成23年度～24年度	23枚	1冊	赤江 5	平成25年 7 月 9 日
安来市	平成23年度～24年度	27枚	1冊	荒島 1	平成25年 7 月 9 日
安来市	平成23年度～24年度	17枚	1冊	西荒島 1	平成25年 7 月 9 日
安来市	平成23年度～24年度	13枚	1冊	東比田11	平成25年 7 月 9 日
鹿足郡吉賀町	平成17年度～24年度	38枚	1冊	有飯	平成25年 7 月 9 日
邑智郡邑南町	平成21年度～25年度	39枚	1冊	日和 I - 2	平成25年 7 月 9 日
松江市	平成19年度～24年度	7枚	1冊	七類③	平成25年 7 月 9 日
松江市	平成20年度～24年度	15枚	1冊	野原③	平成25年 7 月 9 日

出雲市	平成23年度～25年度	26枚	1冊	小津①	平成25年7月9日
出雲市	平成23年度～25年度	19枚	1冊	鷺浦②	平成25年7月9日

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第10号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、平成24年島根県教育委員会告示第3号で指定した次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、平成25年文部科学省告示第110号をもって重要文化財に指定され、同条例第5条第3項の規定により島根県指定有形文化財の指定は解除されたので告示する。

平成25年7月19日

島根県教育委員会委員長 山本弘正

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者	指定解除年月日
彫刻	木造摩多羅神坐像	1 軀	安来市清水町528	宗教法人清水寺	平成25年6月19日